

令和6年度第1回大山崎町情報公開審査会及び大山崎町個人情報保護審査会会議録

日 時 : 令和6年11月11日(月) 午前9時30分～午後10時40分
場 所 : 大山崎町役場 3階 中会議室
出席者 : 津田定豊会長、小泉和秀会長職務代理者、明山真也委員、稲垣旭彦委員、田籠明委員
町理事者=前川町長
事務局=武田総務部長、坂口企画財政課長、前田
傍聴人 : 2名(傍聴可能な議題部分(7(3)及び8のみ))

《内 容》

1. 開会

2. 委員委嘱状の交付

前川町長より各委員に委嘱状を交付した。なお、委嘱日は、事務執行の関係により令和6年11月11日付けとし、任期は、令和8年5月31日までの約1年半となることを確認した。

3. 町長あいさつ

- ・ 公私ご多忙の中、皆様には情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。
- ・ 情報公開制度及び個人情報保護制度が開始して15年以上が経過しておりますが、情報公開の請求件数は、両制度の開始当初から現在まで、全体的に増加傾向にあり、制度の関心とニーズが高まっているものと認識しているところであります。
- ・ 委員の皆様には、今後1年半に亘り、本審査会の委員の職にご尽力賜ることとなりますが、よろしく願いいたします。

※町長は他の公務の為、挨拶後、退席した。

4. 委員紹介

各委員の紹介を行った。なお、委員紹介終了後、事務局職員の紹介も行った。

5. 会長の選任

委員の互選により、津田定豊委員を会長に選任した。

6. 会長職務代理者の指名

津田会長より、小泉和秀委員を会長職務代理者に指名した。

7. 会議の運営について

- (1) 会議の公開について
- (2) 委員氏名等の情報の取扱いについて
- (3) 会議録の作成について

本議案について、事務局からの趣旨説明の後、各委員で審議を行った。その結果については、以下のとおり。

● 審査会議決事項

(1) 会議の公開について

- ・ 会議は原則として非公開とする。ただし、公開することに支障のない案件を扱う会議については公開とする。
- ・ 基本的な方向性は上記のとおりとし、具体的な対応については、各会議開催前に出席委員で案件ごとに公開・非公開を決定する。

(2) 審査会委員の氏名等の情報の取り扱いについて

- ・ 委員名簿を公開する。

(3) 会議録の作成について

- ・ 会議録は、会議終了後、事務局が作成した案を会議に出席した全委員が了承することにより確定するものとする。
- ・ 発言者の発言記録については、「委員」と「会長」の区分によるものとする。
- ・ 委員の会議への出欠状況を記録するため、出席委員・欠席委員について、それぞれ氏名を記載するものとする。
- ・ 会議録は、会議録が確定後、役場庁舎 1 階の情報コーナーで公開するとともに、町ウェブサイト（ホームページ）に掲載する。

8. 情報公開・個人情報保護制度等の概要及び運用状況について

事務局より情報公開制度及び個人情報保護制度の概要及び令和 6 年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を説明した。

9. 審議事項（令和 6 年度第 1 号審査請求）について

事務局より審査請求制度及び第 1 号審査請求の概要を説明した。

審査請求の内容について質疑応答を行った。

10. その他（主な質疑）

委員—今回、請求された録音データが公文書であるかどうかという前提から議論すべきというふうに考えている。

事務局—その点も議論する必要があります。

委員—今回対象となる委員会が公開されていたかどうかというところが大きなポイントであるかと思う。公開の程度や周知方法など、どういう形で公開されているのか。

事務局—町のホームページで開催について周知をしております。

委員会当日、傍聴を希望する方は手続きをしていただいた後に、同じ部屋の中で傍聴することが可能となっております。

委員—今年の6月から議会がインターネット配信されているが、委員会もされているのか。

事務局—現在は本会議のみインターネット配信されています。

委員—議事録の作成に時間がかかるということであるが、どういう方法で作成されているのか。また、最近は文字起こしのツールがあるが、行政としてそういうものを使うのは難しいか。

事務局—業者に音声データ送付し、文字起こししたものを事務局の職員が修正して作成しています。文字起こしツールについては予算の兼ね合いもあり、費用をかければ精度は高いものになりますが、現在はそれほど費用をかけることができない状態です。

委員—会議資料など今後事前送付されるに個人情報等を含む資料もあると思うが、どのように郵送されるのか。

事務局—個人情報を含まない資料については、メールでお送りする。個人情報を含む資料については、簡易書留などで、確実に追跡できる方法で郵送する。

委員—委員会での発言に対しての周りの反応などが見られないというようなことが示されているが、そういう情報も公開の対象になるのか。

議事録にはその発言に対する周りの人の反応は載ってこないとは思いますが、そこが伝わらないので、音声のデータを請求したいという内容だということがわかります。その音声データが公文書の対象になるのであれば、請求の理由はそこにあり、そこまで対応しないといけないのかというところを疑問に感じました。

事務局—請求理由としては確かに周りの反応を見ることができないからというのは、主観的な部分になってくるかというところはありますが、主観的な部分を抜きにしても音声データというものがこの審査会の中でも公開すべきだろうというような判断になって、公文書という扱いで公開するとなったときには、公開しないとイケないものになりますので、それは今後の審議の中で協議して決めていくものであると考えております。

11. 閉会